

平成 21 年 5 月 14 日

**（仮称）車両整備・検査工場建設に係る条例環境影響評価審査書の公告  
について（お知らせ）**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 25 条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 番地 12  
三菱ふそうトラック・バス株式会社  
代表取締役社長 ハラルド・ブルストラー

2 指定開発行為の名称及び所在地

（仮称）車両整備・検査工場建設  
川崎市中原区大倉町 10 番地

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成 21 年 5 月 14 日（木）

4 問い合わせ先

神奈川県川崎市幸区鹿島田 890 番地 12  
三菱ふそうトラック・バス株式会社  
044-330-7700（大代表）

（環境局環境評価室 担当）

電話 044-200-2156

(仮称) 車両整備・検査工場建設に係る条例環境影響評価審査書

平成21年5月

川崎市

はじめに

(仮称) 車両整備・検査工場建設 (以下「指定開発行為」という。) は、三菱ふそうトラック・バス株式会社 (以下「指定開発行為者」という。) が、中原区大倉町10番地の同社川崎製作所の敷地の一部約1.2haの区域に、トラック製造工程における組立後の車両整備、完成検査、シャシ防錆塗装等を集約した新EOL (End of Line) 工場を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成20年10月31日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。) に諮問し、平成21年4月30日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：三菱ふそうトラック・バス株式会社  
代表者：代表取締役社長 ハラルド・ブルストラー  
住 所：川崎市幸区鹿島田 890 番地 12

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)車両整備・検査工場建設  
種 類：工場又は事業所の新設（第2種行為）  
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区大倉町 10 番地  
区域面積：約 11,510 m<sup>2</sup>  
用途地域：工業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目 的

トラック製造工程において組立後の車両整備、完成検査、シャシ防錆塗装等を集約した新EOL工場の建設

#### イ 土地利用計画

エ リ ア	面 積 (m <sup>2</sup> )	比 率 (%)
新EOL工場棟	約 6,410	55.7
塗料ポンプ棟	約 15	0.1
通 路 他	約 1,115	9.7
緑 地	約 3,970	34.5
合 計	約 11,510	100

※計画地における緑被率は34.5%である。

ウ 建築計画

エ リ ア	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
新 EOL 工場棟	約 6,410	約 7,790	鉄骨造	2	約 15
塗料ポンプ棟	約 15	約 15	コンクリート造	1	約 3

エ 施設計画概要

項 目		計 画 内 容	
対 象 車 両		小型トラック	大型トラック
生 産 能 力		20 台/h (320 台/日)	9 台/h (72 台/日)
工 程	①リヤホブデーの搭載工程	・リヤホブデーの搭載	—
	②組立・調整工程	・ホイールアライメント調整 ・エアコンガス注入 ・フロントグリル取付 ・操向角検査	—
	③車両検査工程	・締付箇所点検、仕様点検 ・定置走行による ABS (アンチロックブレーキシステム) 検査 ・定置走行によるスピードメータ、オートクルーズ検査 ・ブレーキ制動力検査 ・走行検査後のオイル、水漏れ点検 ・ヘッドライト光軸調整、検査 ・灯火器検査 ・重量計測 ・アライメント検査	・重量計測 ・アライメント検査 ・ヘッドライト光軸調整、検査 ・操向角検査
	④整備工程	・不具合整備	—
	⑤シャシ防錆塗装工程	・主としてフレーム等の発錆を防止するための塗装	—
運 転 計 画		16 時間/日 (昼夜 2 直稼働)	8 時間/日 (昼 1 直稼働)

注) 防錆塗装：アクリル樹脂等を基体とした常温乾燥タイプの塗料

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、トラック製造工程における組立後の車両整備、完成検査、シャシ防錆塗装等を集約した新EOL工場を建設するものであり、工事中の大気質、騒音、振動、交通安全対策、供用時の大気質等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.052ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.072mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.078ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.052mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り排出ガス対策型の機種を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.049ppm、浮遊粒子状物質が0.070mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、過度な車両集中が発生しないよう、配車計画に十分に留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

一方、供用時における車両検査に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.050ppm、浮遊粒子状物質が0.069mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、環境保全のための措置として車両検査工程における不要なアイドリングや空ぶかしを行わないことにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、防錆塗装に伴う排出口における炭化水素系特定物質の濃度は、キシレンが 4.25ppm、トルエンが 0.12ppm、ホルムアルデヒドが 0.5ppm で、いずれも環境保全目標（キシレン：150ppm 以下、トルエン：100ppm 以下、ホルムアルデヒド：5ppm 以下）を満足すると予測している。さらに、排出口の位置を南側敷地境界から離すなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

また、溶剤として用いられるキシレン等の揮発性有機化合物については、車両屋外保管時における揮発・放散も考慮して、より溶剤含有量の少ない塗料への転換、塗着率向上等作業方法の改善等の検討を進めることにより、より一層の排出削減に努めること。

## イ 悪 臭

防錆塗装に伴う悪臭については、南側敷地境界における臭気指数は 5 で、環境保全目標（臭気指数 10 未満）を満足すると予測している。さらに、脱臭装置の適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## ウ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、現況の植栽地の土壌は樹木の生育に概ね適しており、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 570 m<sup>3</sup>と予測している。さらに、地域の安全や自然環境に配慮した樹種を選定し、土壌の夾雑物を除去するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図るとともに、計画地周辺の環境特性を考慮し、緑を活かした環境を創出することができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、良質な客土を使用するとともに、その時期、養生等について十分配慮すること。

## (イ) 緑の量

本計画における緑被率は 34.5%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数も「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、緑の構成に配慮して、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせるなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

## エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

### (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、南側敷地境界において 76.4 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低騒音型の機種を採用や騒音の影響が少ない工法を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 68.6～68.7 デシベルで、環境基準（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、過度な車両集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

一方、供用時において、送風機等の施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、南側敷地境界において 50.1 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、朝・夕：65 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、排気口を敷地境界から離して設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## (イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、南側敷地境界において63.1 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低振動型の機種を採用や振動の影響が少ない工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において46.0～52.2 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、過度な車両集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

### (ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事で、がれき類、金属くず等が約3,140トン、建設工事で、がれき類、廃プラスチック類等が約128トンと予測し、また、供用時については、廃塗料（廃プラスチック類）が年間0.4トン等と予測している。これらについては、極力再資源化を図るとともに、それが困難なものについては、許可を受けた業者に処理を委託して適正に運搬・処分を行うことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

### (イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約5,900 m<sup>3</sup>と予測している。これは、原則として、計画地内の埋戻し土や緑地の整備等に用いて川崎製作所内で再利用を図ることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。



この評価は概ね妥当であるが、具体的な再利用の方法については、その実施内容を市に報告すること。

## カ 景 観

本計画の実施に伴い計画建物が地域景観の構成要素として加わるが、周辺は工場、住宅等が混在しており、川崎製作所内の既存建物とともに周辺地域の景観構成要素のひとつとなることから、地域景観の特性に著しい変化は生じないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望についても、計画建物の高さが比較的低いこと等から大きな変化は生じないと予測している。さらに、建物のデザインや色彩等に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

## キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害については、地上アナログ放送及び地上デジタル放送で遮へい障害が発生するが、その影響は少なく、また、反射障害は発生しないと予測している。これらに対し、障害の実態を調査し、確認の上、その内容に応じた受信アンテナの改善等により原状回復を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質を維持し、かつ、現状を悪化しないと予測している。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時における交差点需要率は0.304～0.671で、交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。

交通安全については、工事用車両の走行経路にマウンドアップされた歩道や信号機等が設置されていることから、工事用車両の走行が歩行者等に及ぼす影響は少ないと予測している。

さらに、適切な工程管理を行い、過度に車両が集中しないように努めるとともに、運転者への安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ず

ることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、また、工事用車両が指定通学路を横断する箇所があることから、工事の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、周辺住民等に対し、事前に工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

## ケ 安 全

本計画では危険物及び化学物質を取扱うことから、法令に基づく適切な消防設備を設置するとともに、塗料ポンプ棟にて危険物を保管するなど施設構造面における耐震性の確保や異常時における防災体制についても確保としている。さらに、従来からの管理組織及び防災体制を徹底し、必要に応じて見直しを図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて、必要な事故防止、安全管理を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「大気質」、「悪臭」、「緑の質」及び「騒音」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成20年10月31日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
11月7日	条例準備書公告、縦覧開始
12月22日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
平成21年1月16日	市長から審議会に条例準備書について諮問
4月30日	審議会から市長に条例準備書について答申
5月14日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

### 4 川崎市環境影響審議会の審議経過

平成21年1月16日	審議会（現地視察）
2月20日	審議会（事業者説明及び審議）
3月27日	審議会（事業者説明及び審議）
4月28日	審議会（答申案審議）